

## 入院時食事療養費について

当院は、入院時食事療養費（I）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。

### ◎ 入院時食事療養費の標準負担額について（1食につき）

#### ● 70歳未満の方

区分		標準負担額	
一般（住民税課税世帯）		1食510円	
住民税 非課税世帯	過去12カ月の 入院日数	90日以下	1食240円
		91日以上	1食190円

#### ● 70歳以上の方

区分		標準負担額	
一般（住民税課税世帯）		1食510円	
住民税 非課税世帯 (低所得者Ⅱ)	過去12カ月の 入院日数	90日以下	1食240円
		91日以上	1食190円
住民税非課税世帯（低所得者Ⅰ）			1食110円

山口県立こころの医療センター院長